

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公表番号】特表2019-509999(P2019-509999A)

【公表日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-014

【出願番号】特願2018-543712(P2018-543712)

【国際特許分類】

A 6 1 K 35/28 (2015.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/04 (2006.01)

A 6 1 K 35/50 (2015.01)

A 6 1 K 35/54 (2015.01)

A 6 1 K 35/35 (2015.01)

C 1 2 N 5/077 (2010.01)

【F I】

A 6 1 K 35/28

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 35/04

A 6 1 K 35/50

A 6 1 K 35/54

A 6 1 K 35/35

C 1 2 N 5/077

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月14日(2020.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

乳がんを治療する方法における使用のための接着性間質細胞(ASC)であって、前記ASCが胎盤組織に起源する、ASC。

【請求項2】

前記ASCが3次元(3D)培養から取得されている、請求項1に記載の、使用のためのASC。

【請求項3】

前記3D培養が、前記3D培養の過程の間中、組成が変えられない培地を利用する、請求項2に記載の、使用のためのASC。

【請求項4】

前記3D培養のインキュベーション培地に、1以上の炎症促進性サイトカインが添加される、請求項2に記載の、使用のためのASC。

【請求項5】

前記3D培養が：(a) ASCを3D培養装置中、第一の増殖培地であって、炎症性サイトカインが添加されていない、前記第一の増殖培地中でインキュベートすること；及び、(b)その後、前記ASCを3D培養装置中、第二の増殖培地であって、前記1以上の炎症促進性サイトカインが添加されている、前記第二の増殖培地中でインキュベートする

こと、を含む、請求項 4 に記載の、使用のための A S C。

【請求項 6】

前記 1 以上の炎症促進性サイトカインが腫瘍壞死因子アルファ (T N F -) 又はインターフェロン・ガンマ (I F N - ガンマ) を含む、請求項 4 に記載の、使用のための A S C。

【請求項 7】

前記 3 D 培養が、3 D バイオリアクターを含む装置中で行われる、請求項 2 ~ 6 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 8】

前記 3 D 培養が、線維性ベッドマトリクスを含む装置中で行われ、前記織維性ベッドマトリクスが合成接着性材料を含む、請求項 2 ~ 7 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 9】

前記 A S C が、前記 3 D 培養に先立って、2 D 接着性細胞培養装置中でインキュベートされている、請求項 2 ~ 8 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 10】

前記 A S C が少なくとも主に母体細胞である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 11】

前記 A S C が少なくとも主に胎児細胞である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 12】

前記乳がんが三重陰性である、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 13】

前記 A S C が全身に投与される、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。

【請求項 14】

前記 A S C が腫瘍内に投与される、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の、使用のための A S C。